

質問回答書

案件番号	S1	
案件名称	大型液晶ディスプレイ	
番号	質 疑	回 答
1	スタンドの組立等の設置作業は不要という認識でよろしいでしょうか。	組立品については、完成したものを設置するものとします。スタンドについても組立作業が必要な場合には、組立作業を含むものとします。

回答日 令和 3年 6月10日